

法 務 大 臣 殿  
出 入 国 在 留 管 理 庁 長 官  
大村入国管理センター所長 殿

2019年12月3日

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

共同代表 井上幸雄（アジアに生きる会・ふくおか）  
岩本光弘（外国人技能実習生権利ネットワーク・北九州）  
コース・マルセル（美野島司牧センター）  
中島眞一郎（コムスタカー外国人と共に生きる会）

第16回大村入国管理センターと

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との意見交換会

大村入国管理センターへの要望と回答要旨

1、家族が日本国内にいる被收容者は、家族から遠く離れて收容されることでかなりのストレスになっています。家族が居住する地域に近い施設で收容するようにしてください。

（昨年回答）

收容先については、各地方支局・・・で、入管法第52条第3項を念頭に各状況を総合的に勘案して決定している。

（本年回答）

收容先については、各地方支局長・・・で、入管法第52条第3項を念頭に各状況を総合的に勘案して決定している。

2、医療体制について、①平日昼間の医師常駐体制の実現、②土日休日、夜間等医師不在時の救急対応の充実、③地域の医療機関との連携の更なる強化、④センター医師の専門外案件について、外部専門医による診療の早期実施（特に眼科、耳鼻咽喉科、脳外科）、以上4点を行ってください。また⑤外部の精神科又は心療内科の医師の、ボランティアによる面接診療の受け入れを検討してください。

（昨年回答）

平日昼間については、平成25年4月以降、非常勤医師が対応している。現在、医師会を通じて、常勤医師の確保に努力している。

- ① 医師の不在時は、看護師の助言を得て対応している。急を要するときには、直ちに救急車を要請する。
- ② 国立病院機構長崎医療センター及び長崎大学病院から、現在医師の派遣を受けている。今後も地域医療との連携をはかりたい。

- ③ 非常勤医師の専門は内科、外科（消化器外科）。精神科、心療内科の受診は当面、臨床心理士によるカウンセリングを踏まえて、その結果外部への受診としている。
- ④ 非常勤医師が外部の診療が必要と判断すれば、外部病院の診療を受けさせる。
- ⑤ ボランティア医師の診療は責任の所在が不明確になるので受け入れられない。

(本年回答)

- ① …平成 25 年度以降、非常勤医師で対応・・・。
- ② …救急患者？に対しては、ただちに救急車を要請して・・・。
- ③ 国立病院機構長崎医療センターと長崎大学病院に医師の派遣を依頼している。今後とも連携強化を計りたい。
- ④ 外部の専門医の受診日程を調整のうえ、外部・・・受診させる。
- ⑤ ボランティア医師による診療は、責任の所在の問題があり受け入れは困難。

3. 「拒食」の被収容者については、隔離ではなく、多くの被収容者の目が届きやすい現住の居住区での観察としていただきたい。

(本年回答) 現在の施設を活用して、適切に対応する。

4. 外部医療機関に入院中の被収容者について、安否確認のための面会を特別に許可されたい。

(本年回答) 保安上の理由から、原則として実施は考えない。

5. 被収容者との面会時に、医師による受診希望を処遇係官に軽視された、と訴えるケースがいまだにあります。対処してください。急ぎの診察が必要でないとは判断された際は、申出の当人に出来るだけ丁寧に説明してください。

(昨年回答)

医師による診療を希望した場合、原則直近の診療日に受診させる。職員が受診させないと判断することはない。医師による一定期間の経過観察の期間中に再受診を希望する時や、継続した受診をしている場合などは職員が診療室に連絡して、受診の可否を判断する。

(本年回答)

原則、直近の受診日に診療を受けさせないことはない。職員が医師の指示を受け、確認・・・

6. 医師の処方により投薬される際に、薬の説明書に医師名を記載してください。

(昨年回答)

医療法第 14 条の 2 により病院等の管理者は医師名を当該病院等に見やすいように掲示しなければならないこととなっているが、医療法施行令第 3 条第 2 項により当局の収容施設は医療法第 14 条の 2 の規定が適用除外とされており、薬の説明書の当局医師名については個人に関する情報に該当するとして明示していない。また、開示請求がされた場合も、当局医師名については行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 1 号または行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 14 条第 2 号に該当するとして不開示となっている。外部の病院で受診する場合は当該病院または医師に確認した上で開示、不開示を判断することとなっている。

(本年回答)

医療法第 14 条の 2 により病院等の管理者は医師名を当該病院等に見やすいように掲示しなければならないこととなっているが、医療法施行令第 3 条第 2 項により当局の収容施設は医療法第 14 条の 2 の規定が適用除外とされており、薬の説明書の当局医師名については個人に関する情報に該当するとして明示していない。また、開示請求がされた場合も、当局医師名については行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 1 号または行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 14 条第 2 号に該当するとして不開示となっている。外部の病院で受診する場合は当該病院または医師に確認した上で、開示、不開示を判断することとなっている。

7. 被収容者との面会時に、「刑務所では治療してくれたことが、ここではしてくれない」、「この医者は痛み止めは出すが、治してくれない」などと訴えるケースが多数発生しております。しっかりした医療的対処をしていただきたい。

(昨年回答)

被収容者処遇規則第 30 条に基づき、被収容者が罹病し、または負傷した時は、当所非常勤医師による診療を受けさせる。また同医師が外部のよる診療が必要と判断した場合や急を要する症状の場合は外部の病院で受診させる。

(本年回答)

被収容者処遇規則第 30 条に基づき、被収容者が罹病し、または負傷した時は、当所非常勤医師による診療を受けさせる。また同医師が外部のよる診療が必要と判断した場合や急を要する症状の場合は外部の病院で受診させる。

8. 貴センター内で被収容者が結核を発症し、外部専門医療機関で治療後、「非開放性」となり、貴センターの元の居住区に戻った際、当事者が抑圧されないために、同室及び同居居住区の他の被収容者に対して、「伝染性でない」ことを根気よく説明していただきたい。

(本年回答)

QFT 検査や各種検査で結核の感染がわかった場合、速やかに外部医療機関に連れていき入院させる。…適切に対応している。今後、被収容者への説明に努める。

9. 長期被収容者のストレス解消や心の癒しになるようカウンセリングの充実等の被収容者のための行事などの実施してください。たとえば帰国する被収容者を対象に麻薬一掃の教育や、帰国後の生活再建に寄与する日本語学習は、国際貢献にもなります。

(昨年回答)

カウンセリングについては、その目的と効果を十分に理解して充実していく。その他の要望については、当センターの収容目的や保安上の問題により実現は困難。

(本年回答)

カウンセリングについては、その目的と効果を十分に理解して充実していく。その他の要望については、当センターの収容目的や保安上の問題により実現は困難。

10. 窓ひとつだけでいいですから、外が見えるようにして頂きたい。

(昨年回答)

外周路の窓ガラスに設置しているすりガラス状フィルム、目隠しルーバーは外部の者との連絡を遮断するためのもので、外部より居室を見えないよう、警備保安上と被収容者のプライバシー保護のためのものなので外せない。現在のガラス状フィルムを替えてミラーガラスに変更すれば、昼間は良いが夜間は逆に外から内が見えるようになるため被収容者のプライバシー保護と保安上の支障があり不可能。

(本年回答)

外周路の窓ガラスに設置している磨りガラス状フィルム、目隠しルーバーは外部の者との連絡を遮断するためのもので、外部より居室を見えないよう、警備保安上と被収容者のプライバシー保護のためのものなので外せない。現在のガラス状フィルムを替えてミラーガラスに変更すれば、昼間は良いが夜間は逆に外から内が見えるようになるため被収容者のプライバシー保護と保安上の支障があり取りはずせない。

11. ボランティアによる面会室での傾聴活動の案内を居住区に掲示して頂きたい。

(昨年回答)

収容所内の掲示物は、当方が必要と認めたもののみで、個別の特定の団体の掲示を行う予定はない。

(本年回答)

収容所内の掲示物は、当方が必要と認めたもののみで、個別の特定の団体の掲示を行う予定はない。

12. 被収容者の運動場の利用時間が長くなったことにより、被収容者にけががないよう職員による安全配慮を充実してください。

(昨年回答)

夏期は熱中症にならないよう指導をした。

(本年回答)

適宜、激しく衝突することは控えるよう指導している。衝突緩和のため、壁にゴムを貼る等対応している。夏期は熱中症にならないよう指導をした。

13. 難民認定申請者、日本に妻子などの家族を持つ人、医療的ケアの必要な人、6ヶ月以上の長期被収容者については仮放免を許可してください。

(昨年回答)

退去強制令書発付の被収容者には、難民認定申請中の人などを除き速やかに帰国してもらいたい。仮放免については、その必要性や相当性をみて判断している。

(本年回答)

…、…健康上の問題がある難民認定申請中の人などには、人道上の観点から柔軟に対応している。それ以外については、送還している。

14. がん、半身不随等の重篤な被収容者に対しては、在留資格（定住者、日本人/永住者の配偶者等、90日超の特定活動）を許可し、公的医療保険が使えるようにしてください。

(本年回答)

当センターには、在留資格に関する機能はない。なお、国民健康保険適用については厚生労働省の所管となっている。

15. 帰国を強要する係官の言動は止めてください。また職員が発言によって人間性や民族性を否定されたと受け止める事案が発生することがないように引き続き、職員を対象に、人権の尊重、民族性の尊重そして被収容者の心情に配慮する処遇実施のための教育の徹底を図っていただきたい。

(昨年回答)

入管法第52条に定めがあるように、入国警備官は退去強制令書を発付された者を速やかに送還しなければならないが、被退去強制令書発付者について帰国を説得するのは当然の入国警備官の職務。毎年度、本省において実施される人権研修に1名を派遣している。前年度、その者を講師としたフィードバック研修を行っている。若手職員に対して服務心得に係る研修を実施した。本年も行う予定。

(本年回答)

入管法第52条に定めがあるように、入国警備官は退去強制令書を発付された者を速やかに送還しなければならないが、被退去強制令書発付者について帰国を説得するのは当然の入国警備官の職務。毎年度、本省において実施される人権研修に1名を派遣している。前年度、その者を講師としたフィードバック研修を行っている。若手職員に対して服務心

得に係る研修を実施した。

16. 本人の意思に反する強制送還及び家族を引き裂くことになる「同意による帰国」の強制は中止していただきたい。

(本年回答)

入管法第 52 条に定めがあるように、入国警備官は退去強制令書を発付された者を速やかに送還しなければならず、… 本人が帰国に不同意であるにも関わらず・・・

17. 4つの一般用面会室の使用に戻すことを要請します。更に他の収容施設同様に面会時の職員立会を止めてください。これにより貴センターにとっても職員の負担が減り、「連行」時間もスムーズになる利点があります。

(昨年回答)

可能な限り 4 室を利用する。保安上の理由により利用できないこともある。職員の立会を省略する予定はないが、所長が・・・あると、省略は可能。

(本年回答)

可能な限り 4 室を利用する。保安上の理由により利用できないこともある。保安場の理由から職員を立ち合わせており、…所長が立ち合いの必要はないと判断すれば、省略は可能。

18. 性的マイノリティの被収容者への処遇において、人権侵害が起きないように配慮してください。

(昨年回答)

出所までの間、ほかの被収容者と接触しない区域に収容するなど、配慮している。

(本年回答)

本人の意思を確認し、人権に配慮して適切な処遇を行う。